

行政関与の在り方に関する基準(抄)

(平成8年12月16日行政改革委員会策定)

Ⅲ. 判断基準

2. 行政の関与の可否に関する基準

行政の関与は、市場原理が有効に機能しない「市場の失敗」がある場合に限る。関与も必要最小限にとどめる。市場の失敗には、資源配分の効率性にかかわるものと、所得・富の分配の公平性にかかわるものがあり、当委員会ではこれら双方に関する基準を示している。資源配分の効率性にかかわる基準については、財・サービスの特性や市場参加者の性格に着目したものとする。

(1) 公共財的性格を持つ財・サービスの供給

1. 民間による供給が不可能であるか、あるいは、民間による供給では極めて問題である理由を説明する。なお、その際には、施策・業務の内容について、真に受益者が特定されず料金の徴収ができないこと、各需要者が受ける便益に比較して料金徴収費用が高いので料金の徴収が合理的でないこと、多数の消費者（企業を含む。）によって集合的に消費されること（すなわち、ある人が消費しても他の人の消費を減少させないこと）、または、紛争処理や法的拘束など公権力に基づく関与が必要であることのいずれかを説明する。
2. 公共財については、その社会的便益及び費用を十分に勘案し、その供給量が過大にならないようにするとともに、費用の最小化を図る。
3. なお、次に示す特定の公共財については、上述した基準に加え、それぞれに示す基準を満たす必要がある。

1. 経済安全保障

1. 安全保障に関するリスクを分析し、経済安全保障を確保する施策について社会的便益及び費用を明示の上、それらに基づき行政関与の必要性を示す。その際、確保する安全の水準や実施可能な施策について複数の選択肢があればそれらを提示し、比較検討する。
2. また、真にリスク軽減に寄与する施策であることを説明する。
3. 市場原理を歪める施策、所得再分配効果あるいは業界保護的効果の強い関与は必要最小限にとどめる。行政が関与する場合には、水平的公平の確保（同一の所得・資産の者に対しては、同一の受益（負担）となるように取り扱い、職業・世代・居住地などによって異なる扱いをしないこと）に特に留意する。

2. 市場の整備

1. 市場の整備が必要な理由とともに民間では市場整備できない理由を説明する。
2. 市場整備の目的・対象を明確化し、当該目的・対象に適した施策に限定する。その際、市場整備のために必要な期間をあらかじめ設定の上、徐々に当該施策から撤退することとし、そのためのタイムスケジュールを明示する。
3. 市場の整備のうち、特に市場のルール作り及び監視機能の在り方に関しては、次に示す基準を満たす必要がある。
 - a. 市場のルール作りについては、行政が関与しなければならない理由及び当該関与が必要最小限であることを説明する。

ルールの策定に当たっては、市場原理の働きを歪める度合いが小さく、より競争制限的でないルールを優先するとともに、裁量の余地を最小化する。

- b. 監視機能についても、行政が関与しなければならない理由及び当該関与が必要最小限であることを説明する。
また、市場の監視に当たっては、監視・チェック機能の有効性、独立性を高める。

3. 情報の生産

- 1. 行政が関与しなければ情報の生産が過少（あるいは過大）となること、さらには、行政の関与による社会的便益が社会的費用を上回ることを明らかにする。
- 2. 行政が関与するに当たっては、情報生産に適切なインセンティブを与える施策に重点を置く。同時に、行政は生産された情報の効率的かつ公平な利用を促進するための環境整備を図る。

4. 文化的価値

- 1. 社会の伝統や文化等の文化的価値を有する財・サービスに対する行政の関与は、その維持のために最低限必要なものに限定する。
- 2. 行政が関与する場合には、地域による施策を優先する。国として行政の関与が必要とされる場合には、原則として、数量的評価を実施の上、コスト意識の明確化を図る観点から、財政的措置については基金・補助金制度を活用するなど補助を外部化することとし、補助を外部化できない場合は、内部補助について実質的な補助額を明確化する。

(2) 外部性

- 1. 外部性が存在（すなわち市場取引が成立せず、価格付けを行うことができない）しており、それによって発生している資源配分のロスが極めて大きいこと、さらに、行政の関与による社会的便益が社会的費用を上回ることを示す。
- 2. 所得再分配的効果が強い場合、当該施策・業務から原則として撤退する。
- 3. 行政が関与する場合は、受益者負担の徹底を図るとともに、市場原理の歪みを小さくし、市場原理を活用するという観点に立って、代替的な施策について比較検討を行う。

(3) 市場の不完全性

- 1. ある特定の財・サービスについて市場取引が成立しないなど市場が不完全であることを説明する。その際、市場が不完全であるために発生している問題点を具体的に明示の上、その是正のための手段として、行政による関与が必要であることを示す。
- 2. 特に、不確実性と情報の偏在（非対称性）による市場の失敗に対応するための行政の関与については、次の基準を満たす必要がある。
 - a. 不確実性
 - 1. 将来の不確実性によって市場の機能が不完全になっており、それが重大な問題を発生させていることを説明する。
 - 2. 行政が関与する場合、それが民間による対応を阻害しないように留意する。そのため、不確実性によって発生している問題点を具体的に明示し、その是正のための手段として、行政による関与が必要であることを説明する。その際、市場原理を歪める度合いが小さい手段の活用を図るとともに、市場環境の整備にも重点を置く。
 - 3. 特に、資本市場の不完全性に関連して、事業リスクを伴う投資については、特に採算性及びリスクの観点から検討を加え、民間だけでも投資可能なものからは撤退する。行政が関与する必要があるとされたものについては、民間だけではできない理由を説明するとともに、可能な限り数量的評価を実施して、社会的便益及び費用を分析する。なお、数量的評価の結果、社会的費用が社会的便益を上回ると見込まれる場合には、行政の関与は厳に慎まなければならない。
 - b. 情報の偏在（逆選択、消費者保護など）
 - 1. 市場参加者（特に、売り手と買い手）の間で、情報が偏在しているこ

とによって、逆選択（悪貨が良貨を駆逐すること、つまり、品質の劣悪な供給者が増える結果、当該財・サービスの価格が低下し、良質な財・サービスの供給者の供給インセンティブが損なわれること）などの現象が起これ、市場が有効に機能しないこと、あるいは消費者保護など情報面で不利な者の保護の観点から行政の関与が必要であることを説明する。

2. 行政が関与する場合、それが民間による情報の生産と伝播を抑制するなど過剰な関与とならないように留意する。そのため、情報の偏在によって発生している問題点を具体的に明示し、その是正のための手段として、行政による関与が必要であることを説明する。その際、市場原理を歪める度合いが小さい手段の活用を図るとともに、基準制度の充実など市場環境の整備にも重点を置く。

(4) 独占力

1. 市場参加者が大きな独占力を持っている場合には、行政の関与が許容される場合があるが、その際には、当該関与が必要最小限であり、これによって市場の効率性が高まることを説明する。
2. たとえ供給者あるいは需要者が独占であっても、潜在的な市場参加者がいる場合には実質的な独占力が小さい場合も存在するので、行政が関与する場合には、サンク・コスト（市場から退出する際に回収不能となる費用）が大きいなど新規参入が困難であって、大きな独占力が実際に発生していることを説明する。

(5) 自然（地域）独占

固定費用が巨大である等の理由で極めて大きな規模の経済が存在していて、複数の事業者による競争が過剰な二重投資をもたらす自然（地域）独占の場合には、価格規制や助成措置等の行政の関与が許容されるケースがある。ただし、その際には、規模の経済が著しく大きく、実際に自然（地域）独占の状態になっていることを示すと同時に、行政の関与による社会的便益が社会的費用を上回ることを説明する。特に、現在、行政が財・サービスを直接に供給している場合については、原則として、民間に任せる、あるいは民営化し、必要があれば、価格情報の公開の徹底や価格規制を課すことについて検討する。なお、自然（地域）独占に対する規制政策については、経営効率化のインセンティブが最大限確保されるように留意する。

(6) 公平の確保

1. 公平の確保を図るための施策については、機会の均等を図ることを第一とし、事後的な公平については、所得と富の垂直的な再分配、すなわち、所得・資産の多寡を基準とした再分配に原則として限定し、それ以外の施策からは原則として撤退する。
2. 特定の者を対象として補助を与える施策については、ナショナル・ミニマムの確保（注）に限定し、真の弱者を対象としていることを説明する。また、当該施策の実施に当たっては、補助の対象者（以下、「有資格者」と呼ぶ。）に対し直接に金銭で支給する直接的助成の方策を優先する。

なお、特定の財・サービスの提供に対して補助を行うベネフィット・イン・カインド型補助（有資格者に対して財・サービスの提供を行う機関を通ずる補助を含む。）については、ナショナル・ミニマムの提供に原則として限定する。

（注）ここでいう「ナショナル・ミニマムの確保」とは、憲法第25条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために真に必要な場合に限る。以下、同じ。

3. 所得再分配効果の強い施策については縮小させる。当該施策を縮小させる際には、水平的公平の確保に最大限の配慮を行う。
所得再分配効果の強い施策を実施する場合には、ナショナル・ミニマムの確保に原則として限定し、当該施策の対象が真の弱者であることを説明する必要がある。同時に、当該施策の目的・目標を明確化するとともに、

当該施策を縮小させるためのタイムスケジュールを明示する。

4. 公平の確保にかかわる行政の関与のうち、特に地域間、産業間、世代間での所得再分配の施策に関しては、次に示す基準を満たす必要がある。

a. 地域間の所得再分配

1. 地域間の格差を是正するための所得再分配を目的とした施策からは原則として撤退する。なお、当該施策から撤退するためのタイムスケジュールを明示する。止むを得ず地域間の格差是正が必要な場合は、原則として地方自治体間の一般的な財政調整による。
2. 地方分権を推進し、地方の特色を生かした地方自治体間の競争を促進する観点から、地域間の所得再分配効果の強い施策についても縮小させる。なお、当該施策を縮小させるためのタイムスケジュールを明示する。
3. 特に、ユニバーサル・サービスは、地域間の所得再分配効果を持つ施策の一例であるが、これについては民間による供給を原則とする。止むを得ず行政が直接供給する必要がある場合は、民間ではできない理由を説明するとともに、当該供給がナショナル・ミニマムの確保のため必要最小限であることを説明する。これに加え、数量的評価を導入しない場合は、事業別・地域別収支に関する情報などを提供して実質的な内部補助額を明らかにする。

b. 産業間の所得再分配

1. 産業間の所得再分配を目的とした施策や産業保護的な施策から原則として撤退する。
2. 衰退産業の保護・延命効果の強い施策からは撤退する。ただし、経済環境の変化に対して資源の有効な活用を図り、当該産業の縮小を促す観点から、緊急避難的施策として行政が関与する場合には、当該関与が必要である理由を説明するとともに、期間を限った上で実施することとし、当該施策のタイムスケジュールを明示する。なお、この場合、期間の延長は認められない。
3. 特定産業の育成政策からは撤退する。ただし、将来有望な幼稚産業の育成など生産性の向上を目的とした施策が止むが必要な場合は、行政が関与しなければならない理由について説明するとともに、期間を限った上で実施することとし、当該施策のタイムスケジュールを明示する。なお、この場合、期間の延長は認められない。

c. 世代間の所得再分配

世代間の負担の公平を確保する観点から、若年世代と老年世代、あるいは現在の世代と将来の世代の間の世代間の所得再分配効果の強い施策からは原則として撤退する。当該施策が止むが必要な場合には、数量的評価を実施した上で、その他の手段がないことを説明する。なお、当該施策の実施に当たっては、原則として期間を限定するとともに、補助を外部化するなどの方策を講じて、若年世代あるいは将来の世代の負担を明確化する。